

(傍線部分は改正部分)

			改 正 後
受講の免除を受けることができる者	（講習科目の受講の一 部免除）	講 習 科 目	受講の免除を受けることができる者
建設業法施行令（昭和三十一 年政令第二百七十三号）第三 十四条に規定する建設機械施 工管理技術検定のうち、一級 の技術検定に合格した者で第 二次検定においてトラクター 系建設機械操作施工法若しく はシヨベル系建設機械操作施 工法を選択しなかつたもの又 は二級の技術検定で施工技術 検定規則（昭和三十五年建設 省令第十七号）第一条第一項 第四号から第六号までに定め られた検定種別に該当するも のに合格した者	（略）	（略）	（講習科目の受講の一 部免除）
（略）	（略）	（略）	（略）